

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和6年10月17日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号。以下「給与条例」という。)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 諸手当の改正

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止します。(第7条関係)

イ 単身赴任手当について、新たに給与条例の適用を受ける職員となった者を支給対象とすることとします。(第11条関係)

ウ 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給することとします。(第24条関係)

(2) その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第6条 省略 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(5) 省略</u> <u>(6) 心身に著しく障害を有する者</u> 第8条 省略 (住居手当) 第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 省略 (2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が	第1条～第6条 省略 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (削除) <u>(1)～(4) 省略</u> <u>(5) 心身に著しい障害を有する者</u> 第8条 省略 (住居手当) 第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 省略 (2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が

居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの

第10条 省略

(単身赴任手当)

第11条 省略

- 2 職員以外の地方公務員、国家公務員その他病院事業庁長が定める者であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の病院事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して病院事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して病院事業庁長が定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第11条の2～第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その

(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの

第10条 省略

(単身赴任手当)

第11条 省略

- 2 新たにこの条例の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の病院事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して病院事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第11条の2～第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その

他の公務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日に勤務した場合に支給する。

第18条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条、第7条、第9条、第11条および前条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

3 省略

第25条以下 省略

他の公務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日に勤務をした場合に支給する。

第18条～第23条 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条、第7条、第9条、第11条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(定年前再任用短時間勤務職員(同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。)を除く。)について、第6条、第7条、第11条および前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 省略

第25条以下 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（付則第４項関係）

旧	新
本則 省略 付 則 第１条～第19条 省略 （滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第６条、第７条、<u>第９条</u>、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。 ２ 省略 第21条以下 省略	本則 省略 付 則 第１条～第19条 省略 （滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第６条、第７条、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。 ２ 省略 第21条以下 省略